

広島県告示第三百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十年広島県告示第百八十号	
所在地	広島県東広島市西条町下三永地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	本頭川（五〇〇九隣b）
	土砂災害の発生原因	土砂災害の発生原因は、自然現象によるもの。
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	本頭川（五〇〇九隣b）
	土砂災害の発生原因	土砂災害の発生原因は、自然現象によるもの。